平成２８年（フ）第１１号
秋田県能代市中和２丁目６番15号
破産者　丸正銘木有限会社
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２８年（フ）第４２８号
福岡市城南区片江１丁目24番28号
破産者　合同会社ヴォルテックス
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５８３号
福岡県糟屋郡久山町大字山田1134番地１
破産者　有限会社トミーズ
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２１号
青森県八戸市青葉３丁目31番15号
破産者　三ッ和食品株式会社
1　決定年月日　平成28年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第３１３号
茨城県水戸市河和田町3891番地105
破産者　株式会社ポストマガジン社
1　決定年月日　平成28年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１２９号
茨城県牛久市城中町11番地１
破産者　いけちゅうこと　池田　祥一
1　決定年月日　平成28年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第４９５号
栃木県宇都宮市上横田町826番地５　ドリームハイツ澤Ｉ―105
破産者　有限会社金子商事
1　決定年月日　平成28年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４９６号
栃木県宇都宮市上横田町826番地５　ドリームハイツ澤Ｉ―105
破産者　金子　英雄
1　決定年月日　平成28年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１８２号
栃木県宇都宮市戸祭町2125番地２　セジュール103
破産者　坂本　政江
1　決定年月日　平成28年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３０号
千葉県八街市八街ろ88番地54
破産者　鈴木　弘美
1　決定年月日　平成28年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第４２７号
兵庫県尼崎市久々知西町２―13―11
破産者　有限会社富士盛産業
1　決定年月日　平成28年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２０６号
兵庫県西宮市若松町３番２―101号
破産者　合同会社心健館
1　決定年月日　平成28年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５号
山口県防府市自由ケ丘４丁目１番４号、前本店所在地山口県防府市大字高井124番地の６
破産者　株式会社マルニ建工
1　決定年月日　平成28年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４号
長野県飯田市白山町３丁目南５番地11
破産者　有限会社新永
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第７８号
千葉県柏市北柏２丁目20番地22
破産者　矢口　享子
1　決定年月日　平成28年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１３８１号
札幌市白石区本郷通２丁目南４番26号
破産者　桃野　眞一
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４９号
青森県八戸市大字大久保字大塚17番地254、前住所青森県八戸市小中野５丁目２番１号
平住宅
破産者　北出　惠也
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第８６７号
さいたま市北区宮原町４丁目59番地５
破産者　小島　　徹
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３４３８号
大阪府枚方市出口３丁目１番56号、開始決定時の住所大阪府枚方市出口２丁目17番11号
破産者　中村　和代
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０号
大阪市平野区平野東２丁目４番２号
破産者　藤本　　貴
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１６３号
大阪府箕面市船場西２丁目24番14―101号
破産者　小田　吉英
1　決定年月日　平成28年７月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部